

安全運転管理者等講習申請等について（Q&A）

令和8年度から栃木県電子申請システムによる申請を開始します。

令和8年3月31日に収入証紙の販売は終了しています。今年度は、購入済みの収入証紙をお持ちの方は、講習手数料を収入証紙で納付することができます。この場合は電子申請が不要です。

収入証紙をお持ちでない方、及び令和9年度以降の安全運転管理者等講習には、電子申請（事前申込み）と電子納付（事前収納）が必要となります。

講習の電子申請に関するお問合せは、警察本部交通部交通企画課（028-621-0110）です。担当以外への問い合わせはしないでください。

目次

[Q1 講習通知はいつ届くのか。](#)

[Q2 指定された講習日に受講できない場合は、どうすればよいのか。](#)

[Q3 講習申請は、どうすればよいのか。](#)

[Q4 講習の電子申請ができるのは、安全運転管理者本人か。](#)

[Q5 講習の電子申請に、「利用者登録」する必要はあるか。](#)

[Q6 講習を電子申請した後、講習手数料の電子納付はどのようにするのか。](#)

[Q7 手数料の納付手段は何があるのか。](#)

[Q8 クレジットカードで利用できるブランドは何か。](#)

[Q9 講習の電子申請と手数料の電子納付が終了した後はどのようにするのか。](#)

[Q10 会場に「講習申請書」などを忘れた場合はどのようにするのか。](#)

[Q11 会場で申し込みはできないのか。](#)

[Q12 講習手数料の納付後に、安全運転管理者等を交代した場合はどのようにするのか。](#)

[Q13 会場を誤って入力した場合は、どうすればよいか。](#)

[Q14 講習申請を完了したが、支払期限内に納付できなかった場合はどのようにするのか。](#)

[Q15 講習申請と講習手数料の支払いが完了しているが、申請した講習を受講できなくなった場合はどのようにするのか。](#)

[Q16 講習開催日に台風などが予想される場合どうすればよいか。](#)

Q 1 講習通知はいつ届くのか。

A 1 講習日の約1か月前です。各地区単位で順番に郵送しています。事業所が多い地区は、数回に分けて講習日を設けています。

通知書が届く前でも講習申請はできますが、安全運転管理者等のコード番号が必須です。昨年の受講証明書などで確認して、正確な番号を入力して申請してください。

栃木県警察のホームページから講習会場を選択して申込みをしてください（電子申請システムのホーム画面などから検索することはできません）。**ホーム画面**から「**交通安全**」→「**安全運転管理者制度**」をクリックし、「**講習の申込み**」に進んでください。

[目次に戻る](#)

Q 2 指定された講習日に受講できない場合は、どうすればよいのか。

A 2 各講習会場には定員がありますので、原則として指定された日に受講してください。

体調不良や、どうしても都合が合わない場合などは、栃木県警察のホームページ等に掲載された講習日程表を確認して申込み、受講してください。警察本部交通企画課への連絡は不要です。

オンラインで受講する場合、ほとんどの方が、指定された講習日とオンライン講習日が異なることとなります。この場合も警察本部交通企画課への連絡は不要です。

[目次に戻る](#)

Q 3 講習申請は、どうすればよいのか。

A 3-1

購入済みの収入証紙をお持ちの方が、講習手数料（5,100円）を**収入証紙で納める方**について説明します。※販売は既に終了しており、新たに購入することはできません。

会場で受講する場合、前年（令和7年）度と同様に、講習申請書を記載して収入証紙を貼付のうえ、講習通知書、身分証明書とともに各会場の受付に提出してください。

オンライン講習を受講する場合も前年同様です。オンライン受付日を確認して、講習日前までに受付を済ませて受講してください。

A 3 - 2

講習の電子申請が必要な方について説明します。

購入済みの収入証紙が無い方は電子申請が必要で、申込みには期間があります。

「申込み/受付開始日」は各講習日のそれぞれ**約 3 週間前の指定日**です。

「申込み/受付期限」は各講習日のそれぞれ**約 7 日前の指定日**で、その期間内に申込みと手数料の納付を完了させてください。

栃木県警察のホームページから講習会場を選択して申込みをしてください（電子申請システムのホーム画面などから検索することはできません。

ホーム画面から「**交通安全**」→「**安全運転管理者制度**」をクリックし、「**講習の申込み**」に進んでください。

[目次に戻る](#)

Q 4 講習の電子申請ができるのは、安全運転管理者本人か。

A 4 代理の方でも申請できます。ただし、講習を受講できるのは安全運転管理者本人です。

[目次に戻る](#)

Q 5 講習の電子申請に、「利用者登録」する必要はあるか。

A 5 必須ではありません。利用者登録すると、項目によっては入力が補助されるほか、申込内容照会のタブで申請中の手続を一覧で確認することができて、複数の手続きを申請する場合などには便利です。

[目次に戻る](#)

Q 6 講習を電子申請した後、講習手数料の電子納付はどのようにするのか。

A 6 講習の申請が完了すると、講習手数料の電子納付が出来るようになります。

申請完了の画面又は、メール（【安全運転管理者等講習】申込み完了・手数料納付案内）で「**整理番号**」「**パスワード**」が通知されます。大切に管理してください。

メール本文中のリンク又は、栃木県電子申請システムのホーム画面から「**申請状況確認**」を選択して、「整理番号」「パスワード」を入力すると、申請内容が表示されるとともに「**下記決済方法でお支払いされる方はこちら**」のボタンから支払に進んでください。ペイジーを利用する場合、付与されたペイジー番号を使用し、ペイジー対応のATM又はインターネットバンキング等から手数料を納付してください。会場ごとに納付期限が異なりますので必ずご確認ください。

[目次に戻る](#)

Q7 手数料の納付手段は何があるか。

A7 コンビニ払い、クレジットカード、ペイジー（インターネットバンキングやペイジー対応のATMで現金で納付することができます。金融機関によって取扱い内容や時間が異なります。）の他、一部のコード決済（PayPay、auPay、d払い）が利用できません。詳しくは、[栃木県のホームページ](#)を確認してください。

[目次に戻る](#)

Q8 クレジットカードで利用できるブランドは何か。

A8 Visa、Mastercard、JCB、AmericanExpress、DinersClubが利用できます。

[目次に戻る](#)

Q9 講習の電子申請と手数料の電子納付が終了した後はどのようにするのか。

A9-1 会場で受講する場合について

支払が完了したら、**電子申請システム**の「**申請状況確認**」から「**申込内容照会**」をしてください。

「納付情報」の「オンライン決済」欄に「**お支払いが完了しています**」と表示されていることを確認して印刷（1ページ目のみ、モノクロ・カラーどちらも可）してください。

更に、画面最後の「**PDFファイルを出力する**」ボタンで「**講習申請書**」をダウンロードして印刷、講習当日に「身分証明書」「講習通知書」と併せて合計4点を会場の受付に提出してください。

A9-2 オンラインで受講する場合について

受講申請の手続きは完了です。製本版のテキストを希望する方は、事前に各講習会場で配付しますので、講習開催日を確認の上、開催時間中に会場にお越しください。

「申込み/納付期限」後から「受講日前」までにメールを送付します。メールが届かない場合は、セキュリティなどで削除されていること（迷惑メールに分類されていること）があり得ますので、前日までに確認して頂くようお願いいたします。

メールでは、ミーティング番号、デジタルテキスト、ログイン要領など受講に必要な情報を送信しますので必ず確認ください。

[目次に戻る](#)

Q10 会場に「講習申請書」などを忘れた場合はどのようにするのか。

A10 会場で安全運転管理者等の情報や、講習手数料の納付など必要な情報の確認ができた場合は受講できますが、確認できない場合は受講できません。

なお、確認できた場合は、「講習申請書」を会場で作成して「講習通知書」「身分証明書」とともに受付に申告してください。各会場では「講習申請書」で受講を管理しています。

[目次に戻る](#)

Q11 購入済みの収入証紙がなく、電子申請もしていないが、会場で申し込みや受講はできないのか。

A11 「申し込み」も「受講」もできません。

令和8年度の講習に限り、購入済みの収入証紙を持っている方に限って、講習の電子申請をせずに、当日の会場で講習申請と受講ができます。

[目次に戻る](#)

Q12 講習手数料の納付後に、安全運転管理者等を交代した場合はどのようにするのか。

A12-1 会場で受講する場合

印刷した講習申請書の氏名を訂正して受付で申告してください。

A12-2 オンラインで受講する場合

申込みで「受講証明書の送付」を希望している場合は、受講証明書の氏名を修正する必要がありますので、警察本部交通企画課（028-621-0110）に連絡してください。

管轄警察署へ変更手続きの提出が必要です。速やかに手続きしてください。安全運転管理者等の交代の手続きは、法令で変更のあった日から15日以内と規定されています。

代表者の氏名

安全運転管理者等の氏名又は職務上の地位

自動車の使用の本拠の位置又は名称

などに変更があった場合も同様に変更手続きが必要です。

[目次に戻る](#)

Q13 講習を誤って選択して申請した場合は、どうすればよいか。

A13-1

手数料の納付前であれば、申請が可能な会場やオンライン講習日を選択し、再度申請をしてください。警察本部交通企画課への連絡は不要です。

誤った申請情報は消去できません。「支払い期限切迫」のメールが一度だけ自動送信されますが、対応する必要はありません。

A13-2

手数料の納付が完了している場合は、体調不良で受講できなかったケースと同様で、受講可能な会場で受講してください。警察本部交通企画課への連絡は不要です。

なお、オンライン講習への変更はできません。

[目次に戻る](#)

Q14 講習申請を完了したが、支払期限内に納付できなかった場合はどのようにするのか。

A14 受講できる講習を選択して、もう一度講習を申請してください。

[目次に戻る](#)

Q15 講習申請と講習手数料の支払いが完了しているが、申請した講習を受講できなくなった場合はどのようにするのか。

A15-1 会場で受講する場合

受講可能な会場を選択して講習を受講してください。警察本部交通企画課への連絡は不要です。

必ず**手数料の納付後**に、**電子申請システム**の「**申請状況確認**」から「**申込内容照会**」を行い、印刷して忘れずにお持ちください。

「**講習申請書**」の日付を「**実際に受講する日に訂正**」してから、会場の受付に提出してください。

支払が完了している場合、「会場の受講」から「オンラインでの受講」に変更することはできません。

A15-2 オンラインで受講する場合

受講日前に受講できなくことが分かった場合、警察本部交通企画課（028-621-0110）に「変更するオンライン受講日」、又は「会場受講日」を連絡してください。

また、受講日に受講できなかった場合も、必ず警察本部交通企画課（028-621-0110）に連絡してください。オンライン講習は通信記録（ログ）で受講管理しています。

[目次に戻る](#)

Q16 講習開催日に台風などが予想される場合どうすればよいか。

A16 原則、講習は開催を予定していますが、悪天候や会場の都合等により、急遽開催が中止となる場合があります。

この場合、別の開催日への振り替えが必要となりますので、講習日程表を確認の上、警察本部交通企画課、又は栃木県安全運転管理者協議会に希望する受講日等を連絡してください。

なお、開催中止が決定した場合には、受講予定の方に対してメールを送信します（メールは電子申請に利用したアドレスに送信されます）。

[目次に戻る](#)